医療費請求の手続きについて

特定疾患の治療費としてすでに支払われている医療費のうち、「特定疾患医療受給者証」に記載されている有効期限内での自己負担分を超える支払分については、償還払いによりお支払いしますので下記の方法で請求して下さい。

1. 請求に必要な書類(下記1~3が必要です)

1特定疾患医療費償還払申請書 (様式8-1)

「申請者」「受給者」「口座名義人」を記入していただく際、「申請者」と「口座名義人」が「受給者」 と異なる場合は、受給者本人の委任状が必要となりますので、できるだけいずれにも「受給者名」 を記入されることをお勧めします。

2 医療費の領収証等

- ① 療機関での、公費負担対象となる支払の領収書原本。(明細等により保険適用となる金額が判明するもの。【返還しません】)
- ② 上記①で診察料、投薬料も明細が分からない場合や入院の場合は、特定疾患医療費証明書(様式 8-2)に医療機関窓口で点数証明をしてもらったもの。

3 特定疾患医療受給者証

2. 支払いについて

保健所がお支払いする額は、

- 1. 受給者証記載医療機関において保険診療で特定疾患を治療し、発生した治療費のうち特定疾患で定める患者自己負担額以上の支払分。
- 2. 入院の場合は食事療養費、生活療養費を含む。
- 3. 院外処方により支払った薬剤費。
- 4. 訪問看護ステーションの利用による支払額(実費分を除く)

また、高額医療費の対象になる場合には、特定疾患は高額医療費分を除いた額をお支払いいたします。

3. 注意事項

請求書は、1 医療機関ごとに1 枚必要となります。複数の医療機関での点数証明をご利用になる場合や、証明が複数月にわたる場合は、お手数ですが、用紙を必要枚数分コピーしてお使い下さい。 また、申請書を提出する際は、1 か月分ずつまとめて提出してください。

郵送でも書類を受け付けております(郵送の場合は、昼間に連絡可能な連絡先を記入して下さい。)

ご質問・お問い合わせは、 各保健所までお願いいたします。